

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証に関する確認事項及びその回答

令和3年5月26日

事 務 局

前回会合において、「代替性検証(案)に対する意見募集の結果について」の意見交換でのご指摘等を踏まえ、検証結果案を提示するに当たり事前に確認等を要する事項について座長から示された。

これを受け、上記の意見募集において意見提出した者を対象に、以下のとおり事実確認を行い、確認等を要する事項に関する回答を整理した。

< 事実確認の概要 >

事実確認内容	回答者
プレフィックス自動付与機能を利用する際の制約的な提供条件	
- SIM交換は必要なのか、MVNOが納得できるような改善策はあるのか、あるとすれば改善までのスケジュールはどうか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク <div style="border: 1px solid red; height: 15px; width: 100%;"></div>
プレフィックス自動付与機能の実装が卸交渉に与える影響	
- 各MNOからは交渉したMVNOの数やその状況など、MVNOからは接続がその交渉に寄与した点などを報告してもらう必要があるのではないか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、IIJ、NTTコミュニケーションズ、オプテージ、ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム(SNCSP)、TOKAIコミュニケーションズ(TOKAI)、日本通信、フリービット
中継事業	
- 中継事業への評価・検証が必要ではないか。	KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTTコミュニケーションズ、TOKAI、日本通信、MVNO委員会
IMS基盤を利用する接続(IMS接続)	
- その実現可能性又は課題がどの程度のものなのか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本通信、MVNO委員会
MVNOへの情報開示	
- 卸料金に関する標準プランなどの情報が開示されない中で、MVNOが適切な交渉を行えるのか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本通信、MVNO委員会

- (1) プレフィックス自動付与機能の実装後、MVNOとの卸交渉の度合いや程度はどのようになっているのか。
- ・ [] と卸交渉を実施 ([])。現時点において、卸を選択した社が [] (うち [] は接続の協議を継続)、接続を選択した社が []。(NTTドコモ)
 - ・ [] と卸交渉を実施。現時点において、卸を選択した社が [] (うち [] は接続の協議を継続)、接続を選択した社が []。(KDDI)
 - ・ [] と卸交渉を実施。現時点において、卸を選択した社が [] (うち [] は接続の協議を継続)、接続を選択した社が []。(ソフトバンク)
- (2) プレフィックス自動付与機能と卸役務の差異について具体的な説明はあったのか。その説明についてどう考えるか。
- ・ サービス仕様及び納期は適切な説明があったが、料金については、卸と接続の値差の合理的な理由の説明は無かった。 []
 - ・ 料金等について適切なタイミングでの情報提供があった。 []
 - ・ 接続と卸の差異については、MNOの設備構成等を十分把握できず交渉材料を持ち合わせていないので、確認できず。SIM交換に関する説明には回答に時間を要していることに加え、本来もっと早い段階で情報提供なされるべき。 []
 - ・ プレフィックス自動付与機能の概要の具体的な説明を受けているが、詳細な仕様の説明・交渉は今後行われる予定。 []
 - ・ 接続と卸の料金等の差異について、具体的な説明は無い。 []
- (3) プレフィックス自動付与機能と比較して卸交渉を行ったか。その際、接続の存在がどの程度卸交渉に寄与したのか。
- ・ 接続ができたことで卸交渉がしやすくなった事実はあるものの、現時点で最終的な判断をすることは時期尚早。一定期間経過後に客観的かつ適正性のある検証が行われ、実際にどこまで寄与したかを判断することが妥当。 []
 - ・ 接続と並行して卸料金水準見直しの提示があり、接続が導入されたことは卸料金の値下げに大きく寄与。 []
 - ・ 低廉な接続料水準での接続が実現したことで卸交渉に十分寄与。ただし、SIM交換がある場合には卸交渉に寄与しない。 []
 - ・ 卸交渉は今後行われるため、現時点で判断できる状況にない。 []
 - ・ 音声卸の交渉を行っていない。 []
 - ・ プレフィックス自動付与機能の音声通話料金とほぼ同等の卸料金が設定されており、卸料金を高額な水準に高止まりさせている。 []
- (4) プレフィックス自動付与機能の通話品質が卸役務に比して劣る可能性について、事実関係及び代替性評価への影響をどのように考えるか。
- ・ プレフィックス自動付与機能による接続の場合はVoLTE通話の対象外となるが、これは他事業者の接続条件に起因する課題であり、代替性評価の観点では卸役務を同様の役務の範囲内と捉えることが適当。(NTTドコモ)
 - ・ 中継電話の品質については、中継事業者によるが、顧客の利用上支障はない。(KDDI)
 - ・ 通話品質はMVNOが調達する設備によるが、現に同様の設備構成で行っている通話アプリを活用したサービスも普及しており、代替性評価への影響は無い。(ソフトバンク)

- プレフィックス自動付与機能の実装後の卸交渉は一定程度行われているものの、接続と卸の差異については十分説明のあった社から具体的な説明が無かった社まで区々であった。
- プレフィックス自動付与機能の実装されたことで、卸交渉がしやすくなったという回答があった反面、SIM交換が必要、交渉は今後行う等現時点で最終的な判断をすることは時期尚早という回答や卸料金を高止まりさせているという回答もあった。
- プレフィックス自動付与機能の通話品質は、中継事業者等他事業者の接続条件によるものであり、直接代替性評価に影響は無い旨の回答があった。

(1) 中継事業市場の主要なプレイヤーがMNO系列会社であるが、公正な競争が働いていると考えられるか。新規参入するためのハードルについてどのように考えるか。

- ・ MNO系列会社以外の中継事業者が複数存在する中でMVNOが選択可能であり、MVNO自ら中継設備を用意することも可能。また、MNO系列会社の中継事業者間での競争もあり、公正な競争が働いている。累次の制度整備により中継事業に新規参入するためのハードルは特にはない。(KDDI)
- ・ プレフィックス自動付与機能を利用する場合に当社の中継サービス利用が必要等の拘束はなく、中継区間は各社が設備を用意し競争を続けている。プレフィックス自動付与機能の中継区間の提供においても価格競争が既に行われており、公正な競争が働いている。中継設備の構築、法的手続、他事業者との相互接続等必要な事項を行うことで中継事業への参入は可能であり、そのハードルが高いとは考えていない。(ソフトバンク)
- ・ MVNOは自ら中継網を構築して参入し、料金その他の条件について比較・交渉可能であることから、公正な競争が働いている。(楽天モバイル)
- ・ MNO系列会社以外の中継事業者が複数存在し、MNOもどの中継事業者の00XYでも選択可能としているため、公正な競争環境にある。中継設備の構築、発着事業者との相互接続等が必要だが、発着事業者との諸手続を踏むこと等で中継事業に参入可能。(NTTコミュニケーションズ)
- ・ 値下げ交渉が成立せず、競争が働いているとは言えないが、今後の状況を踏まえ評価したい。中継事業には参入するメリットを見いだせず、リスクもかなりある。(TOKAI)
- ・ 着信側区間のコストはMNOが実質的に決めており、MNOが中継事業者に対する提供価格を下げることは経済合理性の観点から、MVNOが中継事業者である場合には競合の関係からコンフリクトが生じる。料金高止まりのインセンティブがあるMNO系列会社が中継事業市場の大半を占めているため、公正な競争が働くとは考えられない。MVNOが自ら中継事業を行うためには、中継設備を構築し、発着信事業者との接続を行うこと等が必要となる。(日本通信)
- ・ 中継事業市場では、MVNOが主導権を持って価格等を比較考慮の上、複数の調達先から選択可能であり、主要なプレイヤーをMNO系列会社が占めていることによる競争への影響は見受けられない。しかし、00XY番号変更の際の条件の有無やコスト等の多寡、二種指定事業者とのバンドルによる交渉優位性等によって競争が歪められる(特定事業者へのロックイン)こともあるため、今後、これらの動きについて注視する必要がある。また、MVNOが中継事業者となるハードルは一定程度高いものの、MNOとなるハードルと比較すればそこまで高くない。(MVNO委員会)

(2) 中継事業に必要なコスト要素、卸料金低下に必要なものは何か。料金面以外でどのような差別化が行われているか。

- ・ 中継事業のコストとして、発着事業者への接続料、中継網の設備コスト、営業費等が必要。大幅な需要増があれば低下する可能性がある。料金面以外の差別化要因はない。(KDDI)
- ・ 中継事業の主なコストとして、発着事業者への接続料や中継網の設備コストが必要。需要の増加やPSTNマイグレーションに伴うIP化の進展による接続料の低下があれば卸料金の低下も予想される。MNO折衝のサポートや障害発生時の受付体制等で差別化を図る。(ソフトバンク)
- ・ 中継事業のコストとして、中継網の設備コスト等が必要。設備コスト見合いのため、現時点での卸料金低下の判断は困難。(楽天モバイル)
- ・ 中継事業のコストとして、発着事業者への接続料、中継網の設備コスト、料金請求システム、保守運用コスト等が必要。今後需要増による設備コスト等の単価の低下や卸料金の低下の可能性はある。設備冗長化での信頼性やオペレーション品質等で差別化を図る。(NTTコミュニケーションズ)

- 中継事業市場について、MNOや多くのMVNOから、MNO系列会社以外の中継事業者が複数存在し、MVNOが中継事業者を選択可能である等公正な競争が働いている旨の回答があった反面、一部のMVNOから経済合理性等の観点から公正な競争が働くとは考えられないとの回答があった。
- 他方、00XY番号変更の際の条件・コストや中継事業者と二種指定事業者のバンドルによる二種指定事業者の交渉優位性が中継事業市場に入り込むこと等で競争が歪められることもあるため、今後これらの動きを注視する必要がある旨の回答があった。
- 発着事業者への接続料、中継網の設備コスト等が中継事業のコストであり、今後大幅な需要増があれば卸料金の低下もあり得る反面、現時点での判断は困難との回答があった。料金面以外では、設備の信頼性、オペレーション品質等で差別化を図る旨の回答と差別化要因は無い旨の回答があった。

- (1) IMS接続の実現に要するコストや課題を含め実現可能性をどの程度と考えるか。プレフィックス自動付与機能との併存は可能か。
- ・ IMS接続に関する詳細検討を実施していないが、MNOにMVNOとの接続に係る開発等のコストが、MVNOにIMS設備群の構築、緊急通報呼や他事業者との相互接続、HLR/HSSの構築、IMSIの取得等のコストがかかると考えられる。プレフィックス自動付与機能との併存は技術的観点からは可能だが、IMS接続をしたMVNOにはプレフィックス自動付与機能は不要と考えられる。(NTTドコモ)
 - ・ 本研究会第28回会合でMVNO委員会からIMS接続は特に中小規模のMVNOには現実的に困難である旨の意見があり、技術的・制度的課題もあることから、IMS接続の実現にはこれらの解決が必要。IMS接続に要するコスト、プレフィックス自動付与機能との併存等は現時点で判断不能。(KDDI)
 - ・ 標準外の接続方式の検討、他事業者との接続、緊急通報呼の対応、MVNOによる電気通信番号の運用可能とする制度整備等の課題解決に相応の時間を要するため、すぐに実現することは困難。現時点の概算では、実現にあたり、MNO側では□□□□、MVNO側でも□□□□□□の負担が必要と想定。プレフィックス自動付与機能との併存は、一のMVNO内でも異なるMVNOでも可能。(ソフトバンク)
 - ・ IMS接続の最大の課題はMVNOへの電気通信番号が付与されないことである。プレフィックス自動付与機能との併存は、技術的には可能だが、IMS接続したMVNOがプレフィックス自動付与機能を行う意義はない。ただし、どちらの接続を選択するかは各MVNOの判断。(日本通信)
 - ・ 技術面では3G網への対応、VoLTEに係る非標準機能の開発、QoSの確保、端末におけるMVNOのIMS利用、制度面では電気通信番号の管理、全国の緊急通報機関への接続など多くの課題があり、実現可能性は相当程度厳しい。経済面では現時点で確度の高い試算は困難だが、データ通信のフルMVNO化、IMS構築、MNOの網改造料、海外ローミング等を踏まえれば100億円規模のコストが生じる可能性も否定できない。プレフィックス自動付与機能との併存は、一のMVNOでのメリットはないが、IMS接続までの経過措置としてプレフィックス自動付与機能を利用することは考えられる。また、仮にIMS接続が実現した場合でも、中小MVNOには選択肢になり得ないことから、引き続きプレフィックス自動付与機能の提供は必要。(MVNO委員会)
- (2) IMS接続の実現に当たり、技術面、制度面、経済負担面の課題についてどのように考えるか。
- ・ 技術面では電気通信番号の取得の必要があるが、ENUM方式での網間接続における課題は存在しない。緊急通報機関への接続については通報発信者の位置情報等通知機能の実装が求められるが、GPS測位方式での実装が可能であるため技術面で対応は可能。MNPについては電話番号管理機能の実装や事業者間連携等を行う必要があるが、当社は技術面・経済負担面において対応可能。経済負担面では、モバイル通信市場規模が7兆円超であり、IoTの発展等によって更なる成長の余地が見込まれていることから、MVNOが音声接続実現のために一定の投資を行う判断は可能。(日本通信)
- IMS接続の実現に向けては、MNO及びMVNO委員会から、非標準機能の開発、緊急通報呼の対応、他事業者との相互接続、MVNOへの電気通信番号付与等の課題があり、経済面でもIMS構築コスト、MNOの網改造料等の負担が想定されることから、現時点では相当程度厳しい旨の回答があった。
- 他方、一部のMVNOからは、MVNOへの電気通信番号付与の課題はあるものの、ENUM方式での網間接続に課題は存在せず、緊急通報機関への対応も技術面で、MNPは技術面・経済負担面で可能とし、経済負担面でもIoTの発展等を見込むことで一定の投資を行う判断は可能との回答があった。
- プレフィックス自動付与機能とIMS接続は、技術的には併存可能であるが、IMS接続をしたMVNOがプレフィックス自動付与機能を利用する意義は無い旨の回答があった。また、IMS接続が実現した場合にも、引き続きプレフィックス自動付与機能の提供は必要との回答もあった。

- (1) 卸料金に関する標準プラン等が公表されない場合、MVNOが適切な卸交渉を行えない可能性についてどう考えるか。
- ・ プレフィックス自動付与機能及び音声卸サービスの料金・提供条件について、卸契約を締結しているMVNOに対して提供開始前に、新たに接続又は卸役務を要望するMVNOに対して秘密保持契約締結の上で、情報提供を行っており、適切かつ円滑な卸交渉を行うことができる。(NTTドコモ)
 - ・ 卸料金水準はMNO間で競争しており、公表は馴染まない。MVNOに対しては協議申入れ段階で個別に開示しており、適切かつ円滑な卸交渉が行えないといった可能性はない。(KDDI)
 - ・ 新規接続希望のMVNOに秘密保持契約を締結の上で卸料金を含む標準的な卸サービス仕様を提示しており、MVNOにおいて接続と卸の比較検討は可能。(ソフトバンク)
 - ・ 適正な情報開示による透明性の確保が公正な競争環境を実現するには必須であるため、情報の提供は一過性のものでなく、ガイドラインの規定等による情報の開示が求められる。(日本通信)
 - ・ MVNOがMNOと秘密保持契約を締結することで迅速かつ適切に開示を受けられるとすれば接続と卸の比較検討が可能であり、適切かつ円滑な卸交渉は可能。ただし、比較検討はできても接続料と卸料金の差異が妥当なのか判断できないため、卸料金の標準プランが公表されていればその判断も可能となり、より踏み込んだ交渉が可能であるとともに、MVNOの予見可能性や政策の評価・決定プロセスへの影響等を考えると、卸料金に関する標準プラン等は公表されることが望ましい。(MVNO委員会)
- (2) 卸交渉に当たり、公表又は開示が望ましい情報はあるか。
- ・ 標準的なプランや卸料金及び附帯的な条件等重要な情報について、接続約款と同様に、MNO各社から開示されることが望ましい。(日本通信)
 - ・ MVNOの予見性の確保や卸交渉の観点から、プレフィックス自動付与機能に係る接続料の変動の見通しに関する情報の公表又は開示が望まれ、当該接続料を将来原価方式の対象とすることも視野に入れて欲しい。また、SIM交換等プレフィックス自動付与機能の利用に係る重要事項が接続約款への記載を含め公表されていないことは問題であり、接続約款の届出に併せた公表の義務付けが必要。(MVNO委員会)
- MNOからは、秘密保持契約を締結した上でMVNOに対して情報提供を行っているため、適切かつ円滑な卸交渉を行うことができる旨の回答があった。
- MVNO委員会からは、MNOから適切な開示を受けられるならば適切かつ円滑な卸交渉は可能であるものの、MVNOの予見可能性の確保、より踏み込んだ卸交渉を可能とすること等のため、MNOの卸料金の標準プランを公表することが望ましい旨の回答があった。また、一部のMVNOからは情報開示は公正な競争環境を実現するためには必須であるため、情報の提供は一過性のものでなくガイドライン等による情報開示を求める旨の回答があった。これらの回答は、卸と接続の料金の差異や卸料金の標準プランの提供条件等について詳細かつ事前の説明がなされていれば、MVNOがそれを踏まえて、提供条件等についてより柔軟な相対交渉を行うことが可能となるとの考えに基づくものであった。
- 卸料金や附帯的な条件等重要な情報について、接続約款と同様にMNOからの開示又は接続約款の届出に併せた公表の義務付けが必要である旨の回答があった。また、MVNOの予見性の確保や卸交渉の観点から、プレフィックス自動付与機能に係る接続料を将来原価方式の対象とすることも視野に入れて欲しい旨の回答があった。